

## 入院時の食事代について **制度改正**

### ●入院時食事代が上がります

**入**院した時は診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部を負担します。国の施策により在宅療養をしている人との負担の公平を図るため、平成28年4月より患者負担額が1食あたり360円に変更します。詳しくは右表を参照してください。

※ 住民税課税世帯のみ変更となります。

### ●入院時食事代（1食あたり）

対象者		変更前 H28.3まで	変更後 H28.4から
住民税課税世帯		260円	<b>360円</b>
住民税 非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去1年間の入院が 90日まで	210円	変更なし
	過去1年間の入院が 90日を超える	160円	変更なし
低所得者Ⅰ		100円	変更なし

# 国民健康保険に

平成28年度以降の主な注意点は以下の通りです

## 加入している皆さんへ

4月から新しい保険証（藤色）に切り替わります。また、申告や届出を忘れないようにご注意ください。

☎ 住民課 保険係 ☎ 22-7761

### ●保険証の有効期限は3月31日まで

**保**険証の切替時期です。現在、加入者をお持ちの国民健康保険証（桃色）の有効期限は**3月31日**までです。新しい保険証（藤色）は3月末までに簡易書留で郵送します。不在や宛先不明などで、保険証がお手元に届かず役場に保管されている場合がありますので、ご不明な場合はご連絡ください。



### ●収入の申告をお忘れなく

**平**成28年度の国保税は、国民健康保険世帯主および国民健康保険加入者の前年中（平成27年1月1日～12月31日）の「総所得金額等」から計算し、7月に賦課（割り当て）を行います。もし、世帯員の中に1人でも未申告の人がいた場合、「本来軽減されるはずの国保税が軽減されない」「医療費が高額になったときの自己負担限度額が高くなる」などの不利益が発生する場合があります。まだ申告していない人や所得がないという人も、所得の申告を忘れないようにご注意ください。

## こんなときは届出が必要です

- 1 退職などで健康保険が無くなったとき
- 2 就職などで新しい健康保険ができたとき
- 3 転居などで世帯が変更したとき
- 4 学生や施設入所など保険証が複数必要になったとき

14日以内に窓口へ届出が必要です。  
必要書類などがありますので、  
住民課 保険係までご連絡ください。



# 軽自動車税の **税制改正**

平成28年度以降の主な変更点は以下の通りです

## 税率が変わります

4月から新しい税率に変更します。また、グリーン化特例により、環境に優しい車には軽課税率が適用されます。

☎ 税務課 賦課係 ☎ 22-7762

【二輪・小型自動車】平成28年度から、税率が次のとおり引き上げられます。

車種区分	税率（年額）	
	平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付自転車（排気量50cc以下）	1,000円	<b>2,000円</b>
原動機付自転車（50cc超90cc以下）	1,200円	<b>2,000円</b>
原動機付自転車（90cc超125cc以下）	1,600円	<b>2,400円</b>
原動機付自転車 ミニカー（50cc以下）	2,500円	<b>3,700円</b>
軽二輪（125cc超250cc以下）	2,400円	<b>3,600円</b>
二輪の小型自動車（250cc超）	4,000円	<b>6,000円</b>

※ 小型特殊自動車（農耕用、フォークリフトなど）の税率は変更ありません。



### 【三輪・四輪】

- 1 平成27年4月1日以降に新規登録する車両（新車）から、新税率（下表B欄）が適用されます。
- 2 新規登録から13年を経過した車両は、経年重課の税率（下表C欄）が適用になります。  
平成28年度に重課税率が適用されるのは、初年検査年月が平成14年12月以前の車両です。
- 3 グリーン化特例（軽課）が導入されます。対象車両▶平成27年4月1日～平成28年3月31日に新車新規登録された車一定の環境性能を有する車両に、排出ガス燃費性能の基準に応じて25%～75%税率を軽減する特例措置が導入されます。（平成28年度のみ）

車種区分	税率（年額）							
	H27.3.31までの登録車 A	H27.4.1以降の登録車 B	登録後13年超（経年重課） C	軽課税率（グリーン化特例）				
				25%軽減	50%軽減	75%軽減		
三輪	3,100円	<b>3,900円</b>	<b>4,600円</b>	3,000円	2,000円	1,000円		
四輪	乗用	自家用	7,200円	<b>10,800円</b>	<b>12,900円</b>	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	<b>6,900円</b>	<b>8,200円</b>	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物	自家用	4,000円	<b>5,000円</b>	<b>6,000円</b>	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,000円	<b>3,800円</b>	<b>4,500円</b>	2,900円	1,900円	1,000円

## 廃車手続きはお済みですか

**軽**自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有している場合に課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度分の税金を納めることになります。

- ・バイクや軽自動車の現物を廃棄処分しただけでは、登録が残ります。速やかに廃車手続きを行ってください。
- ・知人などに譲渡した場合も名義変更が必要です。
- ・盗難にあった場合、盗難届に加えて廃車手続きが必要です。

※ 詳しい手続きは、右表の場所にお問い合わせください。

軽自動車の種類	廃車手続き・問い合わせ先
原動機付自動車（125cc以下） 小型特殊自動車	福智町役場税務課 ☎ 22-7762
バイク （125cc超～250cc以下）	全国軽自動車協会連合会 ☎ 0948-82-1008
250cc超の二輪バイク	筑豊自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2080
軽自動車	軽自動車検査協会 筑豊支所 ☎ 050-3816-1753